

内閣府、総務省、財務省、
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、令第二号
経済産業省、国土交通省、環境省

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条第一項第二号、第四条第一項第二号及び第四号、第二項、第三項、第五項第五号並びに第十一項、第六条の五並びに第十条第二号の規定に基づき、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十八条第二項ただし書及び第四項、同条第七項において準用する同法第二十七条第十一項並びに同法第六十八条第二項並びに同令第四条の三第五項の規定を実施するため、対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年七月十四日

内閣総理大臣	安倍	晋三
総務大臣	山本	早苗
財務大臣	麻生	太郎
文部科学大臣	松野	博一
厚生労働大臣	塩崎	恭久

農林水産大臣 山本 有二
経済産業大臣 世耕 弘成
国土交通大臣 石井 啓一
環境大臣 山本 公一

対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令

総理府、大蔵省、文部省、
厚生省、農林水産省、通商産業省、
運輸省、郵政省、労働省、
建設省、
令第一号)の一部を次の

ように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(趣旨)

第一条 この命令は、外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第五章に規定する対内直接投資等、特定取得及び技術導入契約の締結等について、報告及び届出の手續その他必要な事項を定めるものとする。

（対内直接投資等の届出等）

第三条 令第三条第一項第二号に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣（令第七条に規定する事業所管大臣をいう。以下同じ。）が定める業種とする。

2|| 令第三条第一項第四号に規定する上場会社等の株式に準ずるものとして主務省令で定める株式は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所への上場前（上場申請から上場までの間に限る。）又は同

条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会への登録前（登録申請から登録までの間に限る。）に行われる募集又は売出しに係る株式とする。

3| 令第三条第一項第七号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一・二 「略」

三 法第二十六条第二項第四号に規定する会社の事業目的の實質的な変更に関し行う同意のうち、当該変更に係る変更後の

改正前

(趣旨)

第一条 この命令は、外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第五章に規定する対内直接投資等及び技術導入契約の締結等について、報告及び届出の手續その他必要な事項を定めるものとする。

（対内直接投資等の届出等）

第三条 令第三条第一項第四号に規定する上場会社等の株式に準ずるものとして主務省令で定める株式は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所への上場前（上場申請から上場までの間に限る。）又は同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会への登録前（登録申請から登録までの間に限る。）に行われる募集若しくは売出しに係る株式とする。

〔新設〕

2| 令第三条第一項第七号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一・二 「略」

三 法第二十六条第二項第四号に規定する会社の事業目的の實質的な変更に関し行う同意のうち、当該変更に係る変更後の

事業目的が、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当しない会社の事業目的の実質的な変更に関する行同意

三の二〇六 「略」

七 特別上場会社等（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等（同条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）であつて、当該上場会社等の各株主（令第二条第一項に規定する外国法人等（以下「外国法人等」という。）又は同項に規定する他の会社（令第三条第一項第六号に規定する特定上場会社等を除く。）に限る。）が直接に所有する当該上場会社等の株式の数（当該株主を令第二条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第二十六条第一項第二号から第四号までに掲げるものに限る。）が所有する当該株式の数を含む。以下同じ。）の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合のいずれもが百分の十未満であるもの）をいう。次条第二項第一号において同じ。）が行う法第二十六条第二項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に掲げる行為又は令第二条第九項各号に掲げる行為（令第三条第一項第六号に掲げる行為を除く。）

八 特別非上場会社（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等以外の会社であつて、当該上場会社等以外の会社の株式又は持分を直接に所有するものがいずれも外国法人等又は令第二条第一項に規定する他の会社（令第三条第一項第六号に規定する特定上場会社等を除く。）でないもの）をいう。次条第二項第二号において同じ。）が行う法第二十

事業目的が、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣（令第七条に規定する事業所管大臣をいう。以下同じ。）が定める業種に該当しない会社の事業目的の実質的な変更に関する行同意

三の二〇六 「略」

七 法第二十六条第一項第三号に掲げるものうち上場会社等（同条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）であつて、当該上場会社等の各株主（令第二条第一項に規定する外国法人等（以下「外国法人等」という。）又は同項に規定する他の会社（令第三条第一項第六号に規定する上場会社等を除く。）に限る。）が直接に所有する当該上場会社等の株式の数（当該株主を令第二条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第二十六条第一項第二号から第四号までに掲げるものに限る。）が所有する当該株式の数を含む。以下同じ。）の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合のいずれもが百分の十未満であるもの）が行う法第二十六条第二項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に掲げる行為又は令第二条第九項各号に掲げる行為（令第三条第一項第六号に掲げる行為を除く。）

八 法第二十六条第一項第三号に掲げるものうち上場会社等以外の会社であつて、当該上場会社等以外の会社の株式又は持分を直接に所有するものがいずれも外国法人等又は令第二条第一項に規定する他の会社（令第三条第一項第六号に規定する上場会社等を除く。）でないもの）が行う法第二十六条第二項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に掲げる行為又

六条第二項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に掲げる行為又は令第二条第九項各号に掲げる行為

九 「略」

4 「略」

5 令第三条第二項第一号に規定する主務省令で定めるものは、会社（その子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。次条第四項において同じ。）を含む。）がその総株主又は総社員の議決権の数の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会社（その株主又は社員の数が二人であるものに限る。）とする。

6 5 10 「略」

（特定取得の届出等）

第四条 令第四条第一項第二号に規定する上場会社等の株式に準ずるものとして主務省令で定める株式は、金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所への上場前（上場申請から上場までの間に限る。）又は同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会への登録前（登録申請から登録までの間に限る。）に行われる募集又は売出しに係る株式とする。

2 令第四条第一項第四号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一 特別上場会社等が行う特定取得（令第四条第一項第三号に掲げる行為を除く。）

二 特別非上場会社が行う特定取得

3 令第四条第二項に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

4 令第四条第二項に規定する主務省令で定めるものは、会社（その子会社を含む。）がその総株主又は総社員の議決権の数の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会社（その株

は令第二条第九項各号に掲げる行為

九 「略」

3 「略」

4 令第三条第二項第一号に規定する主務省令で定めるものは、会社（その子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）を含む。）がその総株主又は総社員の議決権の数の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会社（その株主又は社員の数が二人であるものに限る。）とする。

5 5 9 「略」

第四条 削除

主又は社員の数が二人であるものに限る。)とする。

5 令第四条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第一による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、当該事業所管大臣の数に三を加えた数とする。

6 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。

7 令第四条第十一項の規定に基づき法第二十八条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第八の二による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

(公示送達の方法)

第四条の二 財務大臣及び事業所管大臣は、公示送達があつたことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、財務大臣及び事業所管大臣は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があつたことを通知することができる。

第五条 (技術導入契約の締結等の届出等)

第五条 「略」

2 令第五条第二項の規定に基づき届出をしようとする居住者は、別紙様式第九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第八項後段の規定を準用する。

3 「略」

〔新設〕

(技術導入契約の締結等の届出等)

第五条 「略」

2 令第五条第二項の規定に基づき届出をしようとする居住者は、別紙様式第九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第七項後段の規定を準用する。

3 「略」

4 令第五条第九項の規定に基づき法第三十条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第十による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、第三条第十項後段の規定を準用する。

(令第六条の五の規定に基づく報告)

第七条 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による届出をしたものが、次の各号に掲げる行為をした場合には、当該行為の区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を、当該行為を行った日から三十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

一〇三 「略」

2 第三条第三項第九号に掲げる行為を行ったものが、当該行為に係る上場会社等の株式の取得を行った日の翌日に所有することとなつた当該上場会社等の株式の数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の十以上となる場合には、所有することとなつた当該上場会社等の株式について、別紙様式第十一による報告書を、当該行為を行った日の属する月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

3〇6 「略」

(期間の短縮に関する通知等)

第八条 財務大臣及び事業所管大臣が法第二十七条第二項ただし書及び第四項、法第二十八条第二項ただし書及び第四項又は法第三十条第二項ただし書及び第四項の規定により取引又は行為

4 令第五条第九項の規定に基づき法第三十条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとする者は、別紙様式第十による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、第三条第九項後段の規定を準用する。

(令第六条の五の規定に基づく報告)

第七条 法第二十七条第一項の規定による届出をしたものが、次の各号に掲げる行為をした場合には、当該行為の区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を、当該行為を行った日から三十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

一〇三 「略」

2 第三条第二項第九号に掲げる行為を行ったものが、当該行為に係る上場会社等の株式の取得を行った日の翌日に所有することとなつた当該上場会社等の株式の数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の十以上となる場合には、所有することとなつた当該上場会社等の株式について、別紙様式第十一による報告書を、当該行為を行った日の属する月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

3〇6 「略」

(期間の短縮に関する通知等)

第八条 財務大臣及び事業所管大臣が法第二十七条第二項ただし書及び第四項又は法第三十条第二項ただし書及び第四項の規定により取引又は行為を行つてはならない期間を短縮するときは

を行つてはならない期間を短縮するときは、第三条第九項、第四条第六項又は第五条第三項に規定する届出受理証に短縮の期間を記入して当該届出受理証を届出者に交付する方法又は短縮の期間を記載した通知書を届出者に交付する方法により行うものとする。

(勧告又は命令の取消しの通知)

第九条 「略」

2 前項の規定は、法第二十八条第七項又は法第三十条第七項において準用する法第二十七条第十一項の規定に基づき令第四条第九項又は令第五条第七項に規定する勧告又は命令の全部又は一部を取り消すときについて準用する。

(立入検査又は質問を行う職員の身分を示す証票)

第九条の二 法第六十八条第二項に規定する立入検査又は質問(法第五章に係るものに限る。)を行う職員の身分を示す証票は別紙様式第二十三又は財務大臣若しくは事業所管大臣が定める様式によるものとする。

(事務の委任)

第十条 令第十条ただし書の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が自ら取り扱うことを妨げない事務は、法第二十九条第一項から第四項までの規定に基づく命令の内容を記載した文書の送付に関する事務並びに第七条第四項から第六項までの規定に係る通知及び報告の受理に関する事務とする。

2 令第十条第二号に規定する財務大臣及び事業所管大臣の定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 法第二十七条第一項、法第二十八条第一項又は法第三十条第一項の規定による届出を受理した日から二週間を経過した日の翌日において、当該日から当該届出に係る取引又は行為を行うことができる旨を届出受理証に記入する事務。ただし

、第三条第八項又は第五条第三項に規定する届出受理証に短縮の期間を記入して当該届出受理証を届出者に交付する方法又は短縮の期間を記載した通知書を届出者に交付する方法により行うものとする。

(勧告又は命令の取消しの通知)

第九条 「略」

2 前項の規定は、法第三十条第七項において準用する法第二十七条第十一項の規定に基づき令第五条第七項に規定する勧告又は命令の全部又は一部を取り消すときについて準用する。

〔新設〕

(事務の委任)

第十条 令第十条ただし書の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が自ら行う事務は、第七条第四項から第六項までの規定に係る通知及び報告の受理に関する事務とする。

2 令第十条第二号に規定する財務大臣及び事業所管大臣の定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 法第二十七条第一項又は法第三十条第一項の規定による届出を受理した日から二週間を経過した日の翌日において、当該日から当該届出に係る取引又は行為を行うことができる旨を届出受理証に記入する事務。ただし、財務大臣及び事業所

、財務大臣及び事業所管大臣が特に審査をする必要があると認め、期間を短縮しない旨を日本銀行に通知した場合における引当事務を除く。

11 〔略〕

別紙様式第一

〔略〕

(記入要領)

1～5 〔略〕

6 「1 発行会社」欄中「(6) 事前届出業種に該当する理由」欄及び「(7) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表第1及び別表第2に掲げる業種を、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第3条第1項及び第4条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記載すること。

7～10 〔略〕

11 本届出書により届け出られた対内直接投資等が対内直接投資等に関する政令第3条第2項第3号に該当する対内直接投資等である場合又は本届出書により届け出られた内容が特定取得に該当する場合には、その旨、「6 その他の事項」欄に記入すること。

12 〔略〕

〔略〕

管大臣が特に審査をする必要があると認め、期間を短縮しない旨を日本銀行に通知した場合における引当事務を除く。

11 〔略〕

別紙様式第一

〔略〕

(記入要領)

1～5 〔略〕

6 「1 発行会社」欄中「(6) 事前届出業種に該当する理由」欄及び「(7) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記載すること。

7～10 〔略〕

11 本届出書により届け出られた対内直接投資等が対内直接投資等に関する政令第3条第2項第3号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨、「6 その他の事項」欄に記入すること。

12 〔略〕

〔略〕

別紙様式第二

【略】

(記入要領)

1・2 【略】

3 「1 発行会社」欄中「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄及び「(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記載すること。

4～9 【略】

【略】

別紙様式第三

【略】

(記入要領)

1～3 【略】

4 「1 発行会社」欄中「(4) 事前届出業種に該当する理由」欄及び「(5) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記載すること。

5～10 【略】

【略】

別紙様式第四

【略】

別紙様式第二

【略】

(記入要領)

1・2 【略】

3 「1 発行会社」欄中「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄及び「(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記載すること。

4～9 【略】

【略】

別紙様式第三

【略】

(記入要領)

1～3 【略】

4 「1 発行会社」欄中「(4) 事前届出業種に該当する理由」欄及び「(5) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記載すること。

5～10 【略】

【略】

別紙様式第四

【略】

(記入要領)

1 [略]

2 「1 支店等」欄中「(3) 種類」には、「支店」、「工場」、
「その他の事業所」の別を記入すること。

「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件 (告示) 別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、支店等の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記載すること。

「(8) 設置に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容」は、次の例にならつて記入すること。

(例：事務所 所在地〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇ビル〇階
延面積〇〇㎡を〇〇から貸借の予定、倉庫用建物 所在地〇〇市〇〇町〇〇番地 延面積〇〇㎡を〇〇から貸借の予定)

3・4 [略]

別紙様式第五

[略]

(記入要領)

1・2 [略]

3 「1 支店等」欄中「(3) 設置の届出受理年月日及び受理番号欄」は、本届出の対象となる支店等に対して過去に支店等の種類又は事業目的の変更に関する届出書を提出している場合には、当該届出書の届出受理年月日及び受理番号も記入すること。

「(5) 種類」は、次の例にならつて記入すること。

(例：変更前 支店 / 変更後 支店兼工場)

「(6) 事業目的」中「変更後」には、変更案を記入するとともに、変更箇所を下線を付すこと。

(記入要領)

1 [略]

2 「1 支店等」欄中「(3) 種類」には、「支店」、「工場」、
「その他の事業所」の別を記入すること。

「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件 (告示) 別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、支店等の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記載すること。

「(8) 設置に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容」は、次の例にならつて記入すること。

(例：事務所 所在地〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇ビル〇階
延面積〇〇㎡を〇〇から貸借の予定、倉庫用建物 所在地〇〇市〇〇町〇〇番地 延面積〇〇㎡を〇〇から貸借の予定)

3・4 [略]

別紙様式第五

[略]

(記入要領)

1・2 [略]

3 「1 支店等」欄中「(3) 設置の届出受理年月日及び受理番号欄」は、本届出の対象となる支店等に対して過去に支店等の種類又は事業目的の変更に関する届出書を提出している場合には、当該届出書の届出受理年月日及び受理番号も記入すること。

「(5) 種類」は、次の例にならつて記入すること。

(例：変更前 支店 / 変更後 支店兼工場)

「(6) 事業目的」中「変更後」には、変更案を記入するとともに、変更箇所を下線を付すこと。

「(7) 事前届出業種に該当する理由」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、支店等の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記載すること。

「(10) 変更に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容」は、次の例にならつて記入すること。

（例：事務所 所在地〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇ビル〇階
延面積〇〇㎡を〇〇から貸借の予定、倉庫用建物 所在地〇〇市〇〇町〇〇番地 延面積〇〇㎡を〇〇から貸借の予定）

4・5 [略]

別紙様式第六

[略]

(記入要領)

1～3 [略]

4 「1 相手方」欄中「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記載すること。

5～10 [略]

[略]

別紙様式第七

[略]

(記入要領)

1～3 [略]

4 「1 発行会社」欄中「(5) 事前届出業種に該当する理由」

「(7) 事前届出業種に該当する理由」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、支店等の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記載すること。

「(10) 変更に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容」は、次の例にならつて記入すること。

（例：事務所 所在地〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇ビル〇階
延面積〇〇㎡を〇〇から貸借の予定、倉庫用建物 所在地〇〇市〇〇町〇〇番地 延面積〇〇㎡を〇〇から貸借の予定）

4・5 [略]

別紙様式第六

[略]

(記入要領)

1～3 [略]

4 「1 相手方」欄中「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記載すること。

5～10 [略]

[略]

別紙様式第七

[略]

(記入要領)

1～3 [略]

4 「1 発行会社」欄中「(5) 事前届出業種に該当する理由」

欄及び「(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記載すること。

5～10 [略]

[略]

別紙様式第十一

[略]

[略]	[略]
3 <u>取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等</u>	[略]
[略]	[略]

(記入要領)

1～7 [略]

8 「3 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、報告者が発行会社の株式を所有しているときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を対内直接投資等に関する政令第2条第4項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することになる非

欄及び「(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記載すること。

5～10 [略]

[略]

別紙様式第十一

[略]

[略]	[略]
3 <u>報告時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等</u>	[略]
[略]	[略]

(記入要領)

1～7 [略]

8 「3 報告時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、報告者が発行会社の株式を所有しているときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を対内直接投資等に関する政令第2条第4項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することになる非居住

居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第1項第2号から第4号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入し、報告者が発行会社の株式への一任運用をしているときにあつては、報告者と特別の関係にあるものがする株式への一任運用（対内直接投資等に関する政令第2条第9項第3号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

9 [略]

10 [略]

(1) [略]

(2) 「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄の「数量」には第3条第3項第9号に掲げる行為により取得した株式のうち、当該行為を行った日の翌日において所有している株式の数量を記入し、また、「取得後又は一任運用後の出資比率」には、当該行為を行った日の翌日における出資比率を記入すること。

(3) 当該報告の対象となつた上場会社等の株式の取得が対内直接投資等に関する政令第3条第2項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合は、「7 その他の事項」欄に、その理由（同項第1号に掲げる対内直接投資等に該当するものである場合は、発行会社が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種）及び発行会社に事前届出業種に該当する連結子会社等がある場合における当該連結子会社等の名称、本

者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第1項第2号から第4号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入し、報告者が発行会社の株式への一任運用をしているときにあつては、報告者と特別の関係にあるものがする株式への一任運用（対内直接投資等に関する政令第2条第9項第3号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

9 [略]

10 [略]

(1) [略]

(2) 「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄の「数量」には第3条第2項第9号に掲げる行為により取得した株式のうち、当該行為を行った日の翌日において所有している株式の数量を記入し、また、「取得後又は一任運用後の出資比率」には、当該行為を行った日の翌日における出資比率を記入すること。

(3) 当該報告の対象となつた上場会社等の株式の取得が対内直接投資等に関する政令第3条第2項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合は、「7 その他の事項」欄に、その理由（同項第1号に掲げる対内直接投資等に該当するものである場合は、発行会社が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種）及び発行会社に事前届出業種に該当する連結子会社等がある場合における当該連結子会社等の名称、本

<p>11 店 [略] [略]</p>	<p>11 店 [略] [略]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

勧告の応諾に関する通知書

年 月 日

殿
(日本銀行経由)

氏名又は名称及び代表者の氏名 _____ 記名押印又は署名

住所又は所在地 _____

職業又は業種 _____ 担当者
電 話 _____

外国為替及び外国貿易法第28条第7項において準用する同法第27条第7項の規定に

より、 年 月 日付第 号をもって送付された特定取得の

内容変更の勧告について、下記のとおり通知します。
中 止

記

1 諾否の別（該当分に○）	イ 応諾する。	ロ 応諾しない。
2 特定取得の内容		
3 届出受理年月日		4 届出受理番号

(日本工業規格A4)

別紙様式第八の次に次の一様式を加える。

表 面

第 _____ 号	
身 分 証 明 書	
官 職	_____
氏 名	_____
生年月日	_____
<p>上記の者は、外国為替及び外国貿易法第 68 条の規定による立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。</p>	
交付日	_____年 _____月 _____日
	主務大臣
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">印</div>

裏 面

写 真	<ol style="list-style-type: none">1 本証は、外国為替及び外国貿易法関係の検査の際は必ず携帯すること。2 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。3 本証を紛失、汚損し、又は記載事項に変更があつた場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">印 又は 刻印</div>	

(備考)用紙は、日本工業規格 B 8、64×91mm とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この命令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一から別紙様式第七までによる届出書及び別紙様式第十一による報告書については、当分の間、この命令による改正前の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一から別紙様式第七までによる届出書及び別紙様式第十一による報告書を取り継ぎ使用することができる。